

## 竹原市民生都市建設委員会

令和5年9月8日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第51号 竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案
- 2 議案第53号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第54号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第59号 令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第60号 令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 6 陳受第5-6号 中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書

#### (その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和5年9月8日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	欠 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
松 本 進
大 川 弘 雄
川 本 円
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
市 民 課 長	内 山 修
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀

午前9時55分 開会

委員長（下垣内和春君） ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第3回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第51号外4議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） おはようございます。社会福祉課でございます。

それでは、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の13ページ、議案参考資料の17ページをお開きください。

本議案は、児童数の減少により、現在休所中である東野保育所を廃止するものでございます。

続きまして議案参考資料の18ページを御覧ください。

竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表となります。

このたびの廃止に伴い、職務の名称におきまして保育所の所長職を削るべく、関連議案といたしまして竹原市職員の給与に関する条例の一部改正を併せて行う内容となっております。

東野保育所につきましては、昭和34年に開所され、休所するまでの長きにわたり、本市の乳幼児保育の推進に寄与し、児童の健全な育成に資するよう運営をしてまいりました。保護者や地元に対しまして東野保育所の閉所方針を説明させていただいた結果、一定に御理解をいただいたことから、当該保育所を令和5年度末、令和6年3月末にて閉所とするものでございます。併せてこの間、民生都市建設委員会におきましても、方針案、それから保護者説明、地元説明の取組状況、それから今年度からの休止の運営につきまして等々、既に御説明をさせていただいたところでございます。

このたび、議案といたしまして保育所の廃止条例を上程いたしますけれども、引き続きその他市内の認定こども園におきまして就学前の教育保育を実施し、適切に事業を進めていきたいというふうに考えております。

議案第51号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） 今回廃止になりますけれども、もし子供が増えてきた場合、東野保育園の再開とかというのは検討されているのでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 今後の子供の数の推測に関する御質問でございますけれども、いわゆる竹原市内で子供が今後増えていくという状況になった場合には、やはり竹原市全体の中でどういった在り方がいいのか、数が増えたからすなわち東野を、要は施設をつくるというわけではなく、質の向上を目指してどういった形がいいのかというのを議論するというところでございますので、そこが地区的に東野保育所になるものなのか、またはほかの場所になるものなのか分かりませんが、そういった形で全体の数、それからそのときのいわゆる施設側の受入れ体制の問題等々を含めましてどういった形がいいのか、そこを検討しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第53号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは、議案第53号竹原市手数料条例の一部の改正について御説明いたします。

お手元の議案等補足説明資料、こちらを御準備いただきまして、2ページを御覧ください。

旅館業法の一部改正に伴う手数料条例の一部の改正について御説明をいたします。

1の概要でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律が、国のほうで公布をされました。その中の旅館業法が一部改正となっております。これによりまして、営業の許可手続の一部が地位の承継の承認に変更となります。当該手続の手数料の額について、必要な条例の改正を行うものでございます。

2番の国の動きでございます。

国におきましては、本年6月14日に先ほど御説明をいたしました一部法改正がございました。また、実際の施行時期につきましては、改めて6か月以内に省令で定める日となっております。それでありまして、本年11月までには省令の施行日が定まる予定でございますので、今回の議会での上程となりました。

3番の今回の改正の概要でございます。

御覧の表中の太い線で囲んだ部分について、既存施設の営業者が変更となる場合のうち、事業を譲渡する場合において、改正前は2万2,000円でしたが、改正後は7,400円と減額するものであります。これは、事業継続中に事業を承継する場合においては、経営者の交代をするだけでございますので、施設改修が特別にない限り、相続の場合と何ら事務手続上変わらないため、相続の場合の金額と同様の金額となったものでございます。ただし、事業を一旦やめられて事業を休止した後に新たに事業を譲渡される

場合については、従来どおり新規の許可申請、2万2,000円が必要となります。

4番の本市への影響でございますが、現在市内の旅館業営業者数が29軒であります。現在、当課のほうに事業譲渡の事前相談はございません。事業譲渡は頻繁にあるものではございませんので、手数料が2万2,000円から7,400円となり、1万4,600円の減額となりますが、本市の影響は僅かであると思われま。

議案第53号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第54号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） それでは、議案第54号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の21ページ、議案参考資料の25ページをお開きください。

まず、議案参考資料のほうで説明をさせていただきます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことを踏まえ、個人番号の独自利用事務に、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を加えるなど、必要な規定を整備する内容となっております。

改正内容につきましては、1、個人番号の独自利用事務として、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を加える。2、被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務の情報を独自利用事務を処理するために必要な限度で利用できることとする。この2点となっております。

この被保護者健康管理支援事業でございますが、被保護者に対しましては、医療と生活

の両面から健康管理に対する支援として令和3年度から必須事業として施行されております。支援内容といたしましては、健診の受診の勧奨のほか、特に生活習慣病の発症予防、重症化予防等を推進する内容となっており、本市では糖尿病の方を中心に重症化を防ぐ内容としてスタートをしたものでございます。

ここで、別添配付をしております委員会資料を御覧いただければと思います。

このたびの条例改正等に至る背景も含めまして、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を定めるとともに、その他の生活保護受給者と同様に医療扶助におけるオンライン資格確認並びにマイナポータル上における自身の健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報等の閲覧を可能とする内容となります。

要旨でございますが、まず生活保護法の一部改正の背景でございますが、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度の構築に向け、生活保護法等の一部改正を盛り込んだ全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月に公布をされております。この改正法によりまして、生活保護受給者の医療扶助の資格確認においてマイナンバーカードを利用したオンライン資格の確認を使用すること等が定められました。関連法である生活保護法も一部改正が行われたという背景がございます。

次に、このたび上程をさせていただいた条例改正案との関係性でございます。

この令和3年の法改正によりまして、生活保護受給者はオンライン資格確認等システムの利用が可能となってまいりました。しかしながら、当該受給者のうち外国人世帯の方につきましては、厳密には生活保護法の対象ではございません。昭和29年の厚生労働省通知による生活保護法の取扱いに準じた措置であるということから、このオンライン資格確認等システムを同様に利用するに当たっては、生活保護法の改正だけではなく、別途その自治体でマイナンバーの独自利用のための条例改正が必要となってくるといったことでございます。なお、昨年12月議会におきましても、医療扶助におけるオンライン資格確認を可能にするため、一部改正を行ってまいりました。このたびはマイナポータルからの健診情報等の閲覧を可能にすべく、本条例の改正を同じように行っていくといったことございます。

改正内容といたしましては、個人番号を利用する事務として、2点目、同一機関内の複



数の事務間で特定個人の情報の利用として、3番目、同一団体内の他機関への特定個人情報  
の提供として、それぞれ内容を追加したといった内容でございます。

次ページのフロー図のほうを御覧いただければと思います。

このたびの健診の情報の流れを図化したものでございます。上側が一般の被保険者の  
方、下段が被保護者での情報等の流れを示したものとなっております。

このたびの改正によりまして、被保険者あるいは被保護者が健診等を受診した場合にお  
きましては、その健診機関から医療保険者あるいは福祉事務所を介しまして支払基金であ  
る特定健診等データ収集システム等に情報がまず集約されます。その後、例えば一媒体で  
あるマイナポータル等を使いまして御自身の健診情報を閲覧できるといった内容になっ  
ております。

施行期日は公布の日、根拠法令につきましては、行政手続における特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条となります。

議案第54号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません。この事業に該当する対象者は、竹原にどれぐらいい  
らっしゃいますか。

委員長（下垣内和春君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 外国人世帯、被保護者の中での外国人世帯でございます。

2世帯、4人というふうに把握をしております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 2世帯なのですけれども、ほかに今後外国人の方がいらっしゃっ  
たりして、周知とかはどういうふうに進めていかれるのか教えていただけますか。

委員長（下垣内和春君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 周知でございますけども、我々担当課のほうでは確かに被  
保護者、要は保護世帯向けということでございますが、このマイナンバー制度につきまし  
ては、いわゆる国民全体の話でございます。竹原市にはざっと、これも直近の数字ではあ

るのですけども、全体の外国人の方で187世帯の方がいらっしゃいますので、そういった全体の中でまずマイナンバーカードの取得というのは当然行われると。あとは、例えばその方の中で、取得されていない方がいらっしゃって、生活保護の受給のために窓口に行らっしゃった場合には、当然その中で、例えば医療を受けるというようなタイミング等というのは日常の生活で起きるわけですので、そういった場合について今の制度を説明していくといったことは必要かというふうに考えております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第59号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは、議案第59号の国民健康保険特別会計に関わる補正について御説明申し上げます。

議案等補足説明資料の6ページを御覧ください。

例年9月議会に補正をお願いしております令和4年度国民健康保険特別会計における精算でございます。

1番の歳入の説明の前に、2番の歳出のほうから御説明をさせていただきます。

（1）の過年度において広島県から国民健康保険保険給付費等交付金を受けております。この交付金事業は、特定健康診査等負担金、いわゆるメタボ健診の費用でございます。令和4年度の市の見積りでは、2,068人分の予算を見込んでおりました。実際には1,561人の受診となりまして、507人分の減となっております。受診者の減の原因でございますが、昨年来の新型コロナウイルス蔓延による検査控えが原因と考えております。507人分の交付金を国から既に受けておりますので、これに相当する予算であります206万4,000円を国に返還するものでございます。

次に、歳入でございます。

1番を御覧ください。

返還の財源といたしましては、先ほど申し上げたとおり既に県のほうから交付金を受け

ておりますので、昨年度からの繰越金 849万9,000円の中から206万3,000円を充当し、今年度の予算1,000円と合わせまして、総額206万4,000円とするものでございます。

議案第59号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

介護保険特別会計の補正につきましても、例年どおり保険給付費の精算に伴う返還金を追加する内容となっております。

市民福祉部の議案等補足説明資料の8ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

（1）の前年度繰越金であります。

令和4年度介護保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため6,562万5,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

（1）の介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明いたします。

（2）の過年度返還金であります。

令和4年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の精算に伴い、返還金が生じたため5,229万9,000円を追加計上するものであります。

内容につきましては、8ページ下段から9ページの返還金内訳にございます。

アの介護給付費の国、県、支払基金への返還額とイの地域支援事業費の国、県への返還額を合わせ、総額5,229万9,000円を追加するものであります。

(1) の介護給付費準備基金積立金にお戻りください。

ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため、その差額の1,332万6,000円を増額するものであります。

令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)については以上でございます。

委員長(下垣内和春君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

委員長(下垣内和春君) それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) ありがとうございます。

それでは、付託議案について委員間討議を始めます。

委員の皆様、追加の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

委員長(下垣内和春君) 休憩を閉じて会議を再開します。

これより順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

それでは、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で今定例会で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。

議事の都合により、暫時休憩します。

委員の方はそのままお待ちください。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、継続審査となっております陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書を議題とします。

本件について委員間討議を行います。

本陳情の取扱いについて何か御意見等がありましたら御発言願います。

高重委員。

委員（高重洋介君） 先月でしたかね、委員会で視察等々行かせていただいて、また参考人招致ということでいろんなお話を伺いました。工事自体はまだまだこれからなので、取りあえず採択をいたしまして、今後当委員会でも工事が安全に進んでいるかとか、また地域の住民の声が反映されているかということ注視しながら進めていければいいのではないかなということで、取りあえず今回は採択をするべきではないかと。

委員長（下垣内和春君） 採決でいいですか。

委員（高重洋介君） 採決。

委員長（下垣内和春君） 採択ではなく採決。

そういう意見がありますが、ほかの方、何か御意見がございましたらよろしく願います。なかったら採決をさせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） そのようにさせていただきます。

それでは、陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本陳情について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。着席ください。

起立全員であります。よって、本陳情は採択することに決しました。

当委員会に付託されました議案全てが議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会の付託議案に対する委員会報告につきましては、本日の議事結果を報告することとします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。このたび閉会中の11月に視察研修を予定しております。したがって、視察研修のテーマであります①医療と介護の連携、②荒廃竹林整備、③子育て支援を個別案件として取り上げる必要があります。次回の閉会中の委員会において、執行部からこれら案件の現状と課題を聞き取った上で、視察先に対する質問事項を取りまとめるなど事前の調査研究を予定いたします。視察先には事前にどのようなことを詳しく聞きたいのかを伝える必要がありますので、視察研修のテーマに沿った所管事務調査を行うこととします。

その他、委員の皆様におかれまして継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、委員のほうからその他委員会運営等について御意見があれば御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようであれば、以上をもって本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時29分 閉会